

# 石川県公報

平成 25 年 12 月 17 日  
第 1 2 6 5 6 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示		公安委員会 正 誤	
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 1	○平成25年度駐車監視員資格者講習の実施公告	8
○印刷物等への広告掲載に係る入札公告	(管 財 課) 3	○平成25.7.26第12615号中	9
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 7	○平成25.11.29第12651号中	9
○土地区画整理組合の理事就任公告	(都市計画課) 7		

## 告 示

### 石川県告示第500号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市荒谷イ7の1(次の図に示す部分に限る。)、7の2、7の3(次の図に示す部分に限る。)、ロ5の16・5の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、鶺鴒ヶ谷子2の4、ナ4甲の1、4の2、6、ラ8の6、8の22、ム2の3、2の6、ウ5の9、尾添ム7の1
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
ロ5の16・5の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市東二ロイ4の1、ロ1の11の1、1の11の2、荒谷イ1の65、1の66、河内町中直海ト62の1、62の5、63の1、65の6、67の2、67の5、67の6、75の5、76の2、76の5、76の7から76の9まで、77の1、77の4、79の2、79の5、80の5、82の1、82の4、83の5、84の6、84の7、瀬戸子6の6、7の1、7の2、中宮レ46の5、66の4
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市八幡町ソ19から21まで、22の甲、22の乙、23から30まで、31の1、31の2、32、33

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市桑島壺号13の甲（次の図に示す部分に限る。）、式号20の5（次の図に示す部分に限る。）、25甲の2、下田原ナ4の1（次の図に示す部分に限る。）、瀬戸タ7の1・8の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、東二口へ63、白峰式号13の2（次の図に示す部分に限る。）、荒谷ロ5の16・5の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

白山市口直海乙1の2、8の2、吹上ホ2の3、3の3、金間庚4の24、三ツ瀬ニ5の7から5の9まで、女原ナ10の3、荒谷イ1の48、1の50、1の52、1の53、1の55から1の59まで、1の62、2の15、2の16、下田原ワ13の17、桑島二号1の8、61の5、四号20の乙、88、91の4、93の1、93の4、99の2、六号1の1、1の4、10の1、38の1、八号7の1、8の6から8の9まで、27の1、28、46の12、48の1、56の14から56の17まで、63の2、63の3、64の2、64の3、65の2、65の4、65の6、65の8、66の1、66の4、66の5、67の1、67の2、67の丙、67の丁、68の1から68の4まで、68の6、68の7、68の丁の2、68の丁の4、69の2の12、69の8、69の9、78の4、78の5、78の9、78の17、78の19、78の20、78の23、78の25、78の乙の1、九号21の13（次の図に示す部分に限る。）、21の15、21の甲の22、23の5、30の11（次の図に示す部分に限る。）、30の25、十号7の8、白峰四号14の4、15の4、九号15の18、15の20、15の22

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

印刷物等への広告掲載に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 件名

石川県発行印刷物への広告掲載

#### (2) 広告を掲載することができる印刷物

番号	印 刷 物 名	グループ名
1	ほっと石川	印刷物A
2	教育たいあっぷ	
3	県勢便覧石川のガイド2014	
4	石川県立美術館平成27年度展覧会案内	
5	石川県立美術館だより	
6	石川れきはく	
7	こどもの救急	
8	給与支給明細書	印刷物B
9	自動車税納税通知書封筒	
10	口座振替通知書	
11	財政のあらまし	
12	女性県政学習バス	
13	石川県職員録	
14	いしかわ県民大学校平成27年度受講案内	

### 2 入札方法

番号 1 から 7 までの印刷物 A 及び番号 8 から 14 までの印刷物 B に分け、それぞれ一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

グループ名	日 時	場 所	開札
印刷物A	平成26年1月16日(木)午後2時30分	金沢市鞍月1丁目1番地	入札後、 即時開札
印刷物B	平成26年1月16日(木)午後2時45分	石川県庁行政庁舎6階 603会議室	

#### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 5 契約の条項を示す場所等

- (1) 契約内容に関する事項  
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所  
石川県総務部管財課資産活用室  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階  
電話番号 076-225-1266

#### 6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他  
詳細は、入札案内書による。

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
石川県が管理するホームページへの広告掲載
- (2) 広告を掲載することができるホームページ

番号	ホ ー ム ペ ー ジ 名
1	石川県ホームページ
2	庶務事務支援システム

3	石川みち情報ネット
4	石川県立図書館ホームページ
5	石川新情報書府
6	石川県医療・薬局機能情報提供システム
7	いしかわ統計指標ランド
8	石川県立美術館ホームページ
9	石川県立歴史博物館ホームページ
10	施設利用予約ページ
11	石川県災害・救急・周産期医療情報システム
12	石川四高記念文化交流館ホームページ
13	石川県教育センターホームページ
14	ナース情報ステーション石川 石川ナースナビ

## (3) 広告掲載期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 2 入札方法

番号1から14までのホームページを、一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成26年1月16日（木）午後3時（入札後、即時開札する。）

## (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 5 契約の条項を示す場所等

## (1) 契約内容に関する事項

入札案内書に記載のとおり

## (2) 入札案内書の交付場所

石川県総務部管財課資産活用室

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階

電話番号 076-225-1266

## 6 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

### (3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (4) その他

詳細は、入札案内書による。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 件名

石川県有施設への広告掲載

### (2) 広告を掲載することができる施設

番号	施 設 名	掲 載 箇 所
1	石川県ふれあい昆虫館	1階 休憩コーナー壁面
2	石川県立音楽堂	プロムナード壁面
3	石川県パスポートセンター	ガラス壁面
		パンフレットスタンド
4	県庁舎（行政庁舎）	2階 市町村交流コーナー
		2階 食堂前掲示板
		19階 自動販売機横パーティション
5	石川県運転免許センター	1階 運転免許更新フロア壁面
		2階 運転免許試験フロア壁面
6	石川県立図書館	2階踊場手すり

### (3) 掲載期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 2 入札方法

番号1から6までの施設を、一括して入札に付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札及び開札の日時及び場所

### (1) 日時

平成26年1月16日（木）午後3時15分（入札後、即時開札する。）

### (2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階 603会議室

## 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。



- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 契約の条項を示す場所等
- (1) 契約内容に関する事項  
入札案内書に記載のとおり
- (2) 入札案内書の交付場所  
石川県総務部管財課資産活用室  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎6階  
電話番号 076-225-1266
- 6 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他  
詳細は、入札案内書による。

---

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
舩 田 英 一	県内全域	金沢市鱗町102-1 ますた内科クリニック

---

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成25年12月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

かほく市高松北西部土地区画整理組合

## 就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
岡 田 順 二	かほく市高松カ56番地23	平成25年11月14日
寺 井 壽 一	〃 高松ツ55番地	〃
架 谷 外 茂 治	〃 高松ケ74番地1	〃
早 川 進	〃 八野ホ87番地	〃
武 部 守 秀	羽咋郡宝達志水町北川尻壺壺の部22番地1	〃

## 公 安 委 員 会

## 平成25年度駐車監視員資格者講習の実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成25年12月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

## 1 実施日時

## (1) 講義

平成26年1月30日（木）午前9時から午後5時15分までの7時間

平成26年1月31日（金）午前9時から午後5時15分までの7時間

（受付時間：両日とも午前8時30分から午前8時50分まで）

## (2) 修了考査

平成26年2月7日（金）午前9時30分から午前10時30分までの1時間

（受付時間：午前8時45分から午前9時15分まで）

## 2 実施場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部

## 3 受講人数

定員15名程度（申込み先着順で、定員になり次第受付を終了する。）

## 4 受講申込要領

## (1) 申込期限

平成26年1月16日（木）まで

（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

## (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

## (3) 申込書の提出先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課内駐車監視員資格者講習受付担当

電話番号 076-225-0110（内線 5154・5155）

## (4) 提出方法及び必要書類

次のアからオまでに掲げる書類を、直接持参して申し込むこと。

なお、講習受講日には、運転免許証等の写真が貼付された身分証明書類を提示すること。

## ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

注1 受講申込時に押印する印鑑は、ゴム印を使用しないこと。

訂正等に備え、押印した印鑑も併せて持参されることをお勧めします。

注2 受講申込書表面と同裏面（注意事項）は、一枚の用紙に両面印刷して申し込むこと。

## イ 写真 1枚



申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル。裏面に氏名を記載すること。）

ウ 講習手数料 19,000円

石川県証紙を使用料（手数料）納入票に貼付して提出すること。

(5) 申込書及び納入票の入手方法

駐車監視員資格者講習受講申込書及び手数料納入票の入手方法については、石川県警察のホームページの「各種申請届出書式ダウンロード」の頁からダウンロードするか、又は石川県警察本部交通部交通指導課内駐車監視員資格者講習受付担当で受領すること。

石川県警察のホームページのURL <http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/>

5 修了証明書の交付

(1) 考査合格者にのみ、修了証明書を交付するものとする。

(2) 駐車監視員資格者証を取得するには、修了証明書の交付を受けた後、さらに駐車監視員資格者証交付申請（手数料9,900円）をして審査を受けなければならない。

(3) 駐車監視員資格者証交付申請方法については、修了証明書交付時に教示する。

6 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第1号口に規定する認定審査も講習に併せて実施することとし、申請期間、日時及び場所は、講習と同様とする。

(2) 講習及び認定の詳細については、下記まで問い合わせること。

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部交通部交通指導課違法駐車対策係

電話番号 076-225-0110（内線 5154・5155）

---

**正 誤**

---

平成25年7月26日発行の石川県公報第12615号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
2	石川県告示第334号	能美市石子町石86番1番地先	能美市石子町86番1地先

平成25年11月29日発行の石川県公報第12651号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
5	石川県告示第486号	白山市和気寺町152番地先	白山市知気寺町152番地先

